



雲仙市農業委員会だより

平成26年3月発行



耕作放棄地を解消して、農地を守ろう！

お し ら せ

農業委員会農地部会の開催は毎月初旬です

◎農地の売買・貸借・転用申請の受付締め切りは、毎月14日です。(14日が土・日・祝日のときは、翌開庁日となります。)

◎農地に関することは地元農業委員または農業委員会事務局へお尋ねください。

農地の貸借契約は、農業委員会を通して行いましょう！

法律に基づく手続きをしていない農地の貸し借りは、公に効力が無く、権利や義務を主張できないことがあります。

思わぬトラブルに巻き込まれることもありえます。トラブルをさけるためにも、農地の貸借は、必ず農業委員会を通して行いましょう！

農地転用には許可が必要です!!

農地転用とは？

人為的に農地を農地以外のものにする
一般的に住宅等の建築、資材置場、道路、
山林等の用地にすることです。

農地での転用行為

申請

違反すると

- 農地の所有者が転用する場合
・農地法第4条の許可が必要です。
- 農地を買ったり借りたりして転用する場合
・農地法第5条の許可が必要です。

- 厳しい罰則が科される場合があります。
・工事の中止や現状回復命令がなされる場合があります。
- ・3年以下の懲役又は300万円（法人は1億円）以下の罰金

農地の納税猶予を受けている方へ

贈与税などの納税猶予を受けている農地については、耕作することを条件として納税猶予が適用されています。耕作を放棄され遊休農地がある場合は、納税猶予が打ち切りとなり贈与税などを納めることとなりますので必ず耕作されますようお願いします。

また、猶予対象農地に移動（転用・売買・貸し借り等）があった場合も同様に納税猶予が打ち切りとなる場合がありますのでご注意ください。

農地を相続したら届出が必要です

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある市町村の農業委員会に届出なければなりません。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられます。

雲仙市農地流動化奨励事業

市内の農地の有効利用、利用権の設定の促進、遊休農地化の防止及び農業者の勤労意欲の向上を図るため、農地を借り受けた者に対して補助金を交付します。（1回限り）

なお、賃貸借契約の設定後5年以内に契約を解除した場合及び借受者が所有権を取得した場合、借受者が1年以上耕作しない場合などは補助金の全部又は一部を返還していただくことがありますのでご注意ください。

○ 交付対象者	・市内在住者で農業を営む者又は市内に事務所を有する農業生産法人（同一世帯内、生産法人とその構成員との間で設定した場合を除く）
○ 設 定 要 件	・農地法第3条第1項に基づく5年以上の賃貸借権の設定 ・農業経営基盤強化促進法に基づく5年以上の賃貸借権の設定
○ 交 付 単 価 (10a当たり)	・新規契約 10,000円（10万円を限度とし、千円未満切捨て） ・再設定契約 5,000円（10万円を限度とし、千円未満切捨て）

農業用施設の建築には届出が必要です

自己の所有する農地を農業振興のために転用する場合で、200 平方メートル未満の農業用施設を作る場合は、農業用施設建築届を農業委員会に提出する必要があります。

※農業用施設：農機具収納施設、農産物貯蔵施設、堆肥舎など（進入路、犬走り等を含む）

注意事項！

(1) 自分が所有する農地であっても転用する面積が 200 平方メートル以上の場合は、農地法第 4 条の許可が必要です。

自分が所有する農地以外を農業用施設に転用する場合は、農地法第 5 条の許可が必要です。

(2) 申請地が農用区域内にある場合は、農用地利用計画の変更（用途区分の変更）を行う必要がありますので 事前に農林水産課(0957-38-3111)にお尋ねください。

農地の適正管理を…

近年、農業者の高齢化や後継者不足などにより遊休農地が増加しています。遊休農地は、病害虫の発生の原因や鳥獣被害の発生など周辺地域の営農環境への悪影響、用排水路施設の管理に支障をきたすおそれがあります。

農地については、所有者（耕作者）が適正に管理する義務があります。耕起または草刈りなどを行い、適正な管理をお願いします。

雲仙市賃借料情報

平成 25 年 1 月から 12 月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a 当たり）は、以下のとおりとなっておりますので、農地の賃貸借契約をする際の目安として参考にしてください。

1 田（水稻）の部

(データ数 140)

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額
国見町全域	13,571 円	20,561 円	4,521 円
瑞穂町全域	9,751 円	20,690 円	3,818 円
吾妻町全域	14,331 円	19,646 円	6,086 円
愛野町全域	18,606 円	27,805 円	5,330 円
千々石町全域	18,108 円	36,846 円	6,944 円
小浜町全域	28,102 円	42,381 円	14,094 円
南串山町全域	20,968 円	37,534 円	12,761 円
雲仙市	17,634 円	42,381 円	3,818 円

2 畑（普通畑）の部

(データ数 121)

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額
国見町全域	12,570 円	23,881 円	5,067 円
瑞穂町全域	7,909 円	12,008 円	2,851 円
吾妻町全域	15,293 円	20,833 円	4,216 円
愛野町全域	12,088 円	21,210 円	5,000 円
千々石町全域	16,105 円	20,000 円	5,167 円
小浜町全域	21,969 円	34,695 円	6,878 円
南串山町全域	20,603 円	30,000 円	11,428 円
雲仙市	15,220 円	34,695 円	2,851 円

農業委員紹介

平成25年度に農業委員の交代があり、岩下勝委員（瑞穂町・雲仙市議会推薦） 岩永基和委員（吾妻町・雲仙市議会推薦）が退任され、後任に小田孝明委員（国見町・雲仙市議会推薦） 大久保信一委員（吾妻町・雲仙市議会推薦） 渡辺勝美委員（国見町・雲仙市議会推薦）が選任されました。

なお、退任されました岩下委員、岩永委員におかれましては、農業委員会活動にご尽力いただきありがとうございました。



小田孝明委員



大久保信一委員



渡辺勝美委員

農業者年金に加入しましょう！！

農業者の方なら広く加入できます

国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は、だれでも加入できます。

農地を持っていない農業者、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。脱退も自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は、将来受給する年金の原資となります。旧制度（平成13年12月末まで）の加入者で特例脱退した人も、60歳未満であれば加入できます。

（注）農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）への加入も必要となります。

農業者年金のメリット

◆ 少子高齢化時代に強い年金です。

自分の年金原資を自分で積み立てる加入者・受給者の数に左右されにくい、安定した年金制度で、自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万円～6万7千円）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

◆ 終身年金で80歳までの保障付きです。

年金は、生涯受給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。



みなさんの購読のお申込みをお待ちしております。

— 全国農業新聞を購読してみませんか —
（毎週金曜日発行 購読料：月600円【送料、税込み】）
全国農業新聞は経営とくらしに役立つ農業総合専門紙です。

●全国農業新聞を購読するには…「全国農業新聞」は、「農業委員会」で購読の申し込みを受け付けています。